

小規模企業共済災害時貸付の概要

1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害の被災区域内に事業所（※）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

※ 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

2. 貸付条件

- （1）貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- （2）貸付利率：年0.9%（平成28年12月22日現在）
- （3）貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月
505万円以上 60ヵ月
- （4）償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- （5）担保、保証人：不要
- （6）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

3. その他

罹災証明又は商工会、商工会議所もしくは中小企業団体中央会からの被災証明等の書類が整っていれば、原則、即日融資が可能。（登録窓口が商工中金の場合）